



## 「松阪市自死対策推進計画(案)」に関するパブリックコメントを募集します

「松阪市自死対策推進計画(案)」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村の自殺対策についての計画です。

誰も自死に追い込まれることのない松阪市の実現をめざし、取り組みを進めていく内容となっております。このたび、計画(案)がまとまりましたので、市民等の皆様から意見を募集いたします。

### ●意見の募集期間

令和6年1月12日(金)から令和6年2月13日(火)まで【必着】

### ●内容(計画案)の閲覧先

松阪市ホームページにて資料(計画案)を閲覧およびダウンロードできます。

また、松阪市環境生活部人権・多様性社会課、各地域振興局地域振興課においても資料(計画案)が閲覧できます。(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

### ●意見を提出できる方

市内に居住している人、市内の事業所や学校等に通勤・通学している人、市内に事務所などがある法人又は団体等。

### ●意見の提出方法

意見様式に、住所、氏名(団体名)、電話番号、意見を裏面にご記入いただき、直接ご持参いただくか、郵送またはFAX、電子メールでお送りください。電話・口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

(1)ご意見の提出の際には、必ず住所および氏名(市外在住の方は学校名または就業先名称も記入)を記入してください。

(2)ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いいたします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。

(3)ご意見の提出には、添付の意見提出様式を使用してください。

### ●意見の取り扱い

ご記入いただきましたご意見の内容は、今回の意見募集(パブリックコメント)に関する業務のみで使用するとし、住所、氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に従って適切に管理いたします。

また、個人が特定されないように類型化してまとめ、回答と合わせて市ホームページで公表するとともに、「松阪市自死対策推進計画」策定の参考とさせていただきます。

なお、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。また、本案に直接関係のないご意見については、一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。

### ●問い合わせ先

松阪市環境生活部 人権・多様性社会課

TEL 0598-53-4017

FAX0598-26-4035

<締め切り> 令和6年2月13日(火)必着

<提出方法> ○郵送の場合 〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 宛

○FAXの場合 FAX番号:0598-26-4035

○電子メールの場合 メールアドレス:[jinkyu.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:jinkyu.div@city.matsusaka.mie.jp)

※件名に「松阪市自死対策推進計画(案)に対する意見」と記入してください。

○ご持参の場合 松阪市役所人権・多様性社会課、各地域振興局地域振興課

(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)